

重要・ご家庭保存版

放課後等ディサービス わくわく未来CAN2／わくわく未来CAN3

障害児童相談事業 わくわく未来CAN相談事業部

大災害（震度5以上の地震）の行動指針 2019年度版

特定非営利活動法人 ワークス わくわく 理事 勝俣恵子

事業所：横浜市瀬谷区東野台2-4

電話045-303-6161 FAX045-303-6165

「災害時の行動指針2019年度版」をお知らせ申し上げます。

大災害時には、「固定電話、携帯電話ともに使えない」状況を基本に、指針は計画されております。

2019年度版は、「横浜市業務継続計画」を根拠とした行動指針に見直しをしております。

【行動指針策定の目的】

子どもたちが実際にわくわく未来CANを利用している時間帯に「震度5以上」の地震が発生したことを想定して指針を策定します。

震度5（強、弱問いません）以上の地震が即時全家庭適用します。この場合、例外規定はありません。連絡の混乱を防ぎ、子どもたちの安全を守ることを目的とします。

☆学校・ご勤務先にも、本行動指針を必要に応じてご提出し、ご理解頂いて下さい。

☆一刻でも早く保護者の元に子どもたちが安全に保護されること／災害対策を講じ、72時間以内に本業務が再開できることが、行動指針策定の目的です。

【目的】

- ① 指示命令システムを明確にし、判断の遅れによる二次災害のリスク（犠牲者・殉職者）を減するため
- ② 未来CAN職員が「現場判断による行動」をすることを保護者にご理解いただくため
- ③ 優先順位に従った速やかな事業再開によって、保護者の緊急的な業務再開をサポートするため。未来CAN職員が現場判断による行動ができるため。

【事業再開のめやす】

事業再開は、「学校の通学が再開された」ことを判断基準とします。状況に応じて送迎・ご利用時間などは、状況に応じて変わることをご理解ください。

・公共交通機関が正常に戻るまで、送迎は対応しません。保護者の対応をお願いいたします。

・事業再開後も、状況に応じて事業の運営に変更があることをご理解ください。

一人でも多くの命を守るために

上記内容をご理解ください。

わくわく未来CAN事業部 「72時間後の事業再開」とは？

(以下、H29年度改訂 横浜市事業継続計画～地震編～ P15 より抜粋)

2.5.2 ネットワーク及びライフライン関係 (1) 概要 本想定は、過去の調査結果や国等の事例から、ネットワーク及びライフラインは停止することを前提として、独自に設定したものである。(2) 想定内容 次の項目について「復旧までに要する期間(要復旧期間)」を想定した。

【図表 8】ネットワーク及びライフラインの復旧までに要する期間の想定	項目	要復旧期間	補足説明
情報システム	6 日	YCAN や基幹ネットワークを利用するシステムが対象	
電気	3 日		官公署は優先的に送電。ただし、復旧後も計画停電による供給制限の可能性はある。
ガス	2 か月		高圧・中圧導管等の重要設備については、製造供給に支障を与える被害を受けず、ガス供給を継続。低圧導管は被害の少ないエリアから順次供給を再開。社会的優先度の高い施設は、優先的に復旧。
上水道	4 週間	完全復旧までは応急給水や応急復旧で対応	
下水道	※		※道路で支障となったマンホールの除去を最優先。緊急を要する箇所や優先度の高い箇所から順次着手、応急的な仮復旧が出来ない箇所は使用制限により対応
一般電話	3 日	復旧までの間、受信は可、発信は輻輳状態が継続	

わくわく未来CANにおいては、横浜市の計画で、「電気」「一般電話」の復旧期間を3日と想定している点から、安全確保が確実な状態を72時間(3日)としています。

災害の状況をみながら、事業再開について前後される場合があることをご承知ください。

震度5以上の地震発生が確認された時点で、すべて現場判断の行動に切り替えます。

地震発生【BCP 発動】	すべての業務を中止（送迎、活動、相談）します
5分以内	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全体活動の場合＝勝俣の指示命令系統に全職員および子どもたちが入ります 室内活動＝①全員、ウッドデッキに集合 ②大きな揺れが収まり次第、点呼 ・ 送迎を含む「分散活動」は、職員が現場実態に応じた安全確保と判断をしたうえで行動します。 ・ 情報は、FMよこはま に従います。（ラジオ情報）
10分以内	避難開始：①個人の荷物は、 水筒と靴だけ 持ち出します。 ②靴を履いて、東側の駐車場へ移動します。 ☆命を守ることが最優先です。その他の荷物の保全是、責任外とします。
30分経過以降	カレンダーのうら紙に大きく避難先を書いて退逃します。 地域の防災拠点（二ツ橋小学校）へ移動予定。 ☆建物や周囲の状況に応じて避難先は変わる可能性があります。
30分以降～	<p style="text-align: center;"><u>お迎えをお願いします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>送迎は一切行いません。</u></p> ☆送迎中の場合は、現場判断となります。 <u>救命が必要な状態（意識なし）になっている場合に限り、救急要請を行います。</u> <u>この場合のみ、震災直後から保護者と連絡を取り続けます。</u> <u>登録台帳には、必ず連絡の取れる電話番号をお願いします。</u>
5時間以内	東野台2ー4へ、必ずお引き取りにお越しく下さい。 避難場所は、目立つ場所に貼りだしています。 ☆6時間経過し、24時間以内にお引き取りがない場合、保護者行方不明として警察へ届け出ます。
72時間経過後 【事業再開】	業務再開＝以下の優先順位の方のみご利用開始します。 優先順位1. 両親とも <u>常勤の公務員／救急指定病院勤務の家庭</u> かつ <u>非常招集が実際に発生した家庭</u> 優先順位2. 両親とも <u>勤務先からの緊急招集が実際に発生した家庭</u> 優先順位3. <u>ごきょうだい・ご家族に緊急的医療対応・死亡が発生した家庭</u> ☆通常の事業再開＝「 <u>学校が再開</u> 」「 <u>公共の交通機関が機能</u> 」がめやすとなります。 ☆なお、社会全体の復旧状況により前後されることをご承知おきください。

新規策定	2011. 4	改訂	2017. 3. 30
改訂	2012. 3	改訂	2018. 3. 8
改訂	2013. 3	改訂	2019. 3. 4
改訂	2014. 3		
改訂	2015. 3. 27		
改訂	2016. 3. 31		